○金融庁告示第四十五号

アシュアド・ギャランティ・ミュニシパル・コープが日本における保険業を廃止したことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十三条第一項第一号の規定により同社の同法第百八十五条第一項の外国損害保険業免許がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第四号の規定に基づき告示する。

平成二十三年四月十八日

金融庁長官　三國谷勝範

○法務省告示第百八十八号

島根県益田市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年五月十八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、益田市役所又は松江地方法務局益田支局に照会すること。

平成二十三年四月十八日

法務大臣　江田　五月

島根県美濃郡益田町大字高津イ千百五十八番地

中島　俊夫

○外務省告示第百六十七号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十三年四月五日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十三年四月十八日

外務大臣　松本　剛明

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成23年4月5日	2010年11月25日	TK3401727
平成23年4月5日	2010年11月26日	TK3476759

○外務省告示第百六十八号

平成二十三年四月一日にナイロビで、日本国における国際連合環境計画（UNEP）国際環境技術センターに関する日本国政府と国際連合環境計画との間の協定の一部改正に関する次の書簡の交換が国際連合環境計画との間に行われた。

平成二十三年四月十八日

外務大臣　松本　剛明

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百九十二年十月三十日に大阪で署名された日本国における国際連合環境計画（UNEP）国際環境技術センターに関する日本国政府と国際連合環境計画との間の協定（以下「協定」という。）に言及する光栄を有します。本使は、更に、日本国政府の代表者と国際連合環境計画（以下「UNEP」という。）の代表者との間で最近到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

1　協定第一条を次のように改める。

第一条　センターの設立

UNEPは、政府と協力して、「国際連合環境計画（UNEP）国際環境技術センター」（以下「センター」という。）と称するセンターを設立する。センターは、日本国の大阪市に事務所を置く。センターは、UNEPの不可分の一部であり、及びその監督の下にあるものとする。UNEP及び政府は、センターの国際的な地位を保障するため、センターの促進する技術及びセンターの利用し得る専門技術が様々な国からもたらされることを確保するよう協力する。センターの国際的な地位は、その機構、職員及び計画に反映される。

2　協定第三条を次のように改める。

第三条　センターの目的及び活動

センターは、大都市の環境上持続可能な管理に特別の焦点を当て、研修及びコンサルティング業務を提供し、調査を実施し、並びに関連する情報を蓄積し、及び普及することを通じ、開発途上国及び経済体制が移行過程にある国に対し環境上適正な技術を移転することに従事する。センターの活動は、UNEPの関連する組織の活動（特に、産業環境計画活動センターのより汚染の少ない生産及び他の関連する活動並びに地球環境監視制度の主催の下に行われる活動）又は国際連合内の他の機関の活動と十分に調整し、及びこれらの活動を補完する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をUNEPに代わって確認される貴官の返簡が日本国政府とUNEPとの間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

この書簡は、英語により作成しました。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十一年四月一日にナイロビで

ケニア共和国駐在

日本国特命全権大使　髙田稔久

国際連合環境計画

事務局長　アヒム・シュタイナー殿

（UNEP側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解を国際連合環境計画（以下「UNEP」という。）に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がUNEPと日本国政府との間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

この書簡は、英語により作成しました。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年四月一日にナイロビで

ケニア共和国駐在

日本国特命全権大使　髙田稔久閣下

○農林水産省告示第七百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡上北山村大字白川一〇九五の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字白川一〇九五の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び上北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦